

# 製造業等で働く人のための「職長等安全衛生教育」 建設業で働く人のための「職長・安全衛生責任者教育」

開催のご案内

製造業・建設業では、労働安全衛生法第60条で現場において作業中の労働者を直接指導又は監督する職長等は、生産ラインや作業現場の第一線にあって、働く人の安全と衛生を確保する職場の要であり、極めて重要な立場にあります。このため労働安全衛生法では、事業者、「職長等」に対して「職長等安全衛生教育」の実施を義務づけております。特に建設業については、厚生労働省、平成13年3月27日付け基発178号通達により、特別の科目（2時間相当）の実施が義務付けられております。当協会は事業者に代わって「職長等」の重責を遂行するために必要な知識の付与、管理能力の啓発等の充実した内容の教育を行います。

- ・ 受講対象者 製造業等の職長、班長等の現場監督者（受講時間 12時間）  
建設業の職長・安全衛生責任者等の現場監督者（受講時間 14時間）
  - ・ 講習日程 6月10日（木） 8：40～16：55  
（「職長等安全衛生教育」受講者は14：40まで）  
6月11日（金） 8：40～17：00
  - ・ 講習場所 西淀川中小企業会館（JR東西線「御幣島駅」改札出て2番出口「かごの屋」横）
  - ・ 講習科目  
【1日目】
    - ① 指導及び教育の方法・監督及び指示の方法
    - ② 作業手順の定め方他・異常時の措置
- ※ ③ 安全衛生責任者の職務等・統括安全衛生管理の進め方 ※「職長・安全衛生責任者」受講の方のみ
- 【2日目】
    - ④ 作業設備等の保守管理の方法他・設備、作業等の改善の方法
    - ⑤ 危険性の調査の方法・調査の結果に基づき講ずる措置

## ・ 受講料 (テキスト代込)

	職長等安全衛生教育	職長・安全衛生責任者教育
会員	12,980円	15,840円
非会員	14,080円	16,940円

- ・ 申込方法（満席の場合は受付できませんので、必ず申込みの前に電話でご確認下さい）
    - 来会 ①受講申込書 ②証明写真1枚 ③受講料を添えて協会までご持参下さい。
    - 銀行振込 先に銀行口座(下記)に受講料をお振込み頂いた後、下記の書類をご郵送下さい。
      - ①受講申込書 ②振込書のコピー ③証明用写真1枚 ④返信用封筒(84円切手貼付・送付先明記)
- 【振込先】 銀行名：りそな銀行三国支店 普通預金  
口座番号：6639357  
口座名義：一般社団法人 淀川労働基準協会
- 現金書留 ①受講申込書 ②証明写真1枚 ③受講料 ④返信用封筒(84円切手貼付・送付先明記)  
を現金書留封筒に入れてご郵送下さい。

※ (1) 講習日前7日以内でのキャンセル及び欠席については受講料は返金できませんのでご注意ください。

(2) 次回への繰越し措置(1回限り)へのお申出も講習開催日7日前までにご連絡いただいた場合のみ可能です。

但し、繰越し後の講習においてご都合が悪くなられた場合でもご返金はできません。

## ◎ 講習申込先

一般社団法人 淀川労働基準協会

TEL 06-6396-5601

〒532-0006 大阪市淀川区西三国2-18-16 FAX 06-6396-5602

製造業等で働く人のための「職長等安全衛生教育」受講申込書（修了者台帳）

建設業で働く人のための「職長・安全衛生責任者教育」受講申込書（修了者台帳）

（該当受講講習以外は二重線で消してください）

		※印欄は記入しないこと		※受講番号	
※修了証番号		※ 交付年月日			
ふりがな		氏 名		印	(写真貼付) ※受領印 3,0cm×2,4cm 申込前6ヶ月以 内に撮影した上 三分身正面脱帽 のもの。
生年月日					
現住所		〒 _____ 電話 ( )			
勤務先		事業場名 _____ 電話 ( )			
		所在地 _____			
連絡先		担当者名 _____ 部課名 _____ 電話 ( )			
※		再・替	年 月 日	内容	
再交付又は		再・替	年 月 日	内容	
書替		再・替	年 月 日	内容	

年 月 日

一般社団法人 淀川労働基準協会長 殿

- (注) 1. 写真(3,0cm×2,4cm申請前6ヵ月以内に撮影した上三分身正面脱帽のもの)  
 2. 申込書に用いる印鑑は、シャチハタ印、ゴム印以外を用いること。

《個人情報について》

個人情報につきましては、当協会が安全に管理し、本講習の実施以外には使用致しません。